

決算調整のチェックポイント

会社は定款に定められている期間ごとに決算を行い税務署に申告しなければなりません。貴社の場合には6月決算ですから、申告期限である2ヶ月後の8月末までの期間は申告の準備期間となります。

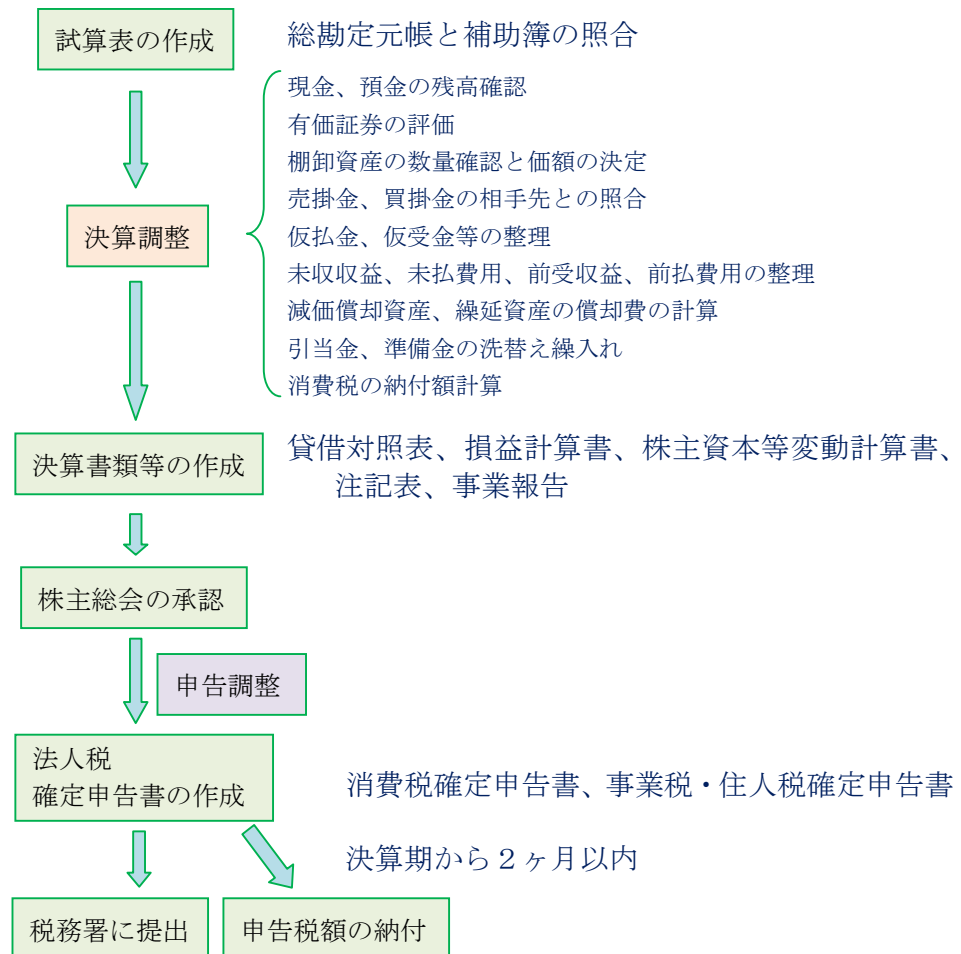
その申告の準備期間中にやっておかなければならないことが有ります。日々の会計帳簿処理により計算された企業利益を基にして、法人税の課税所得を算出するための調整が必要になります。

これを「税務調整」といい、「決算調整」と「申告調整」が有ります。

「決算調整」・・・法人が決算の際に税法所定の損金経理をすることを条件に損金算入が認められるようになる手続です。

「申告調整」・・・決算調整の対象とならないものでも申告の際に、決算所得金額に加算・減算の調整をおこなう手続です。

決算・申告事務の流れ



勘定科目ごとのチェックポイント

売 上

収益の計上時期はモノの引渡し時が原則です。
(商品の引渡し時、目的物の引渡し時、完成部分の引渡し時、役務の提供時)

◎確認ポイント

- 請求締切日以後、決算日までの売上が当期の売上に計上されているか。
- 翌期の売上にもかかわらず当期に繰り上げて計上されていないか。
- 決算日前後の納品書、請求書等の日付を確認し、当期に計上すべきものはないか。
- 副産物等の売却による雑収入の計上はあるか。

仕 入

注文書、納品書、請求書等の資料から当期の仕入を確実に把握する。

◎確認ポイント

- 仕入返品、値引金額が記帳されているか。
- 自社で使用する固定資産の取得価額が含まれていないか。
- 期末の返品が翌期に計上されていないか。

棚卸資産

期末の棚卸資産は売上原価を算定する上で最も重要なものです。

◎確認ポイント

- 棚卸資産の計上漏れはないか。
- 預け在庫の計上漏れはないか。
- 注文後に未着の積送品のものはないか。
- 決算日前後の納品書、請求書等の日付を確認し、当期に計上すべきものはないか。
- 個々の価格の算定は適正か。(届出に合った評価方法か。)

減価償却

取得価額が10万円以上の資産は、消耗品として取得した年度の一時の費用に計上出来ません。定められた年数(耐用年数)に応じて費用の配分を行います。(30万円未満の場合には特例措置があります。)

◎確認ポイント

- 分割払いの場合に、総額で判定しているか。
- 仕入等の請求書に含まれたままになっていないか。
- 取得価額に含まれる、引取運賃、保管料等についても計上しているか。
- 30万円未満の特例を受ける場合に、対象資産一覧表に計上漏れはないか。
- 償却資産に対しての改造や多額の修繕等の資本的支出はないか。

交際費等

交際費は、冗費を節約して企業の自己資本を充実し企業体質の強化を図るといふ政策的見地等から、損金不算入制度があります。

交際費等・・・交際費、接待費、機密費などの費用で、法人がその得意先、仕入先など事業に関係のある者などに対する接待、供応、慰安、贈答などのために支出したものを言います。

◎確認ポイント

- 1人当たり5,000円以下の飲食費が含まれていないか。
- 使途の内容が明らかでないものはないか。
- 他科目の中に交際費等に該当するものが含まれていないか。

《他科目交際費等》

勘定科目	交際費等の例示	交際費等に含まれない費用の例示
人件費		○低廉譲渡、個人的費用
福利厚生費	○記念行事における宴会、記念品等の費用で主として右以外のもの	○従業員慰安の運動会・旅行等費用 ○社内行事において従業員に一律に供与された飲食費用 ○従業員に一定の基準で支給される慶弔・表彰の費用
旅費交通費	○接待等のためのハイヤー、タクシー代	○展示会・工場見学等への招待費用(交通費・食事・宿泊代等)
広告宣伝費	○右以外の金品の交付、旅行等の費用	○カレンダー、手帳等の多数の者に宣伝を意図して交付する少額物品 ○一般消費者(不特定多数の者)に抽せん、引換券付販売により交付する金品、旅行等の費用 ○一般消費者への試食、モニター謝礼等の費用 ○得意先への見本品、試用品、商習慣としての模型等の費用
販売促進費 売上割戻し	○売上高等に比例して交付するものであっても、右以外のもの、あるいは旅行等への招待費用又はその負担額として交付するもの	○売上高等に比例して事業者へ交付する金銭、事業用資産、少額物品 ○得意先への景品付販売で景品が少額かつ種類及び金額の確認できるもの
支払手数料 会議費 会費 等	○契約による手数料等であっても相手方の従業員に対するもの ○取引の謝礼等として交付する金品の費用 ○ゴルフクラブの年会費、プレー代、ロッカー料や社交団体の入会金、会費等	○契約で明らかな役務提供を受け、それ相応の金品を契約で交付した手数料等 ○会議に関連した茶菓子・弁当・飲食等の費用(通常供与される昼食程度のもの) ○寄附金